

実施要項の標準例改定案

標準例	該当箇所	改定理由(指摘事項等)	現行	改定案
施設の管理・運営業務 P.35/73	4. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項(法第9条第2項第1項又は第14条第2項第1号) 1.1 対象公共サービスの詳細な内容 1.1.7 業務の引継ぎ		(2)本業務終了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ 【国の行政機関等の長等】は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。 本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。 なお、その際の事務引き継ぎに必要となる経費は、民間事業者の負担となる。	(2) 本業務終了の際の引継ぎ 【国の行政機関等の長等】は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。 本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、 本業務を受注した 民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。 なお、その際の事務引き継ぎに必要となる経費は、 本業務を受注した 民間事業者の負担となる。
試験実施業務 P.12-13/42	2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項。 (1)対象公共サービスの詳細な内容 (2)入札対象事業へ業務の引継ぎ	「(2)本業務終了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ」という表題は、同一事業者が継続して実施することを前提としているように見受けられること、また、「民間事業者(請負者)」が今回のものか、次回のものか判別しづらい箇所は、明確にすべきとのご指摘が若林委員よりあったもの(29.6.30小委、29.9.22小委ほか)。	(ロ)請負期間満了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ 【国の行政機関等の長等】は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。 本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。 なお、その際の事務引き継ぎに必要となる経費は、民間事業者の負担となる。	(ロ) 請負期間満了の際の引継ぎ 【国の行政機関等の長等】は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。 本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、 本業務を受注した 民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。 なお、その際の事務引き継ぎに必要となる経費は、 本業務を受注した 民間事業者の負担となる。
統計調査業務 P.6/35	2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項。 (1)対象公共サービスの詳細な内容 ③業務の引継ぎ		ロ 請負期間満了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ ##省は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。 本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。 なお、その際の事務引き継ぎに必要となる経費は、民間事業者の負担となる。	ロ 請負期間満了の際の引継ぎ ##省は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。 本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、 本業務を受注した 民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。 なお、その際の事務引き継ぎに必要となる経費は、 本業務を受注した 民間事業者の負担となる。
OA関係(LANの運用管理) P.5/31	2. #####運用管理業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項 (1)#####運用管理業務の概要 ウ 請負業務の引継ぎ		(イ) 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ 当省は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。 本業務の終了に伴い請負者が変更となる場合には、請負者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回請負者に対し、引継ぎを行うものとする。 なお、その際の事務引き継ぎに必要となる経費は、請負者の負担となる。	(イ) 請負期間満了の際の引継ぎ 当省は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。 本業務の終了に伴い請負者が変更となる場合には、 本業務を受注した 請負者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回請負者に対し、引継ぎを行うものとする。 なお、その際の事務引き継ぎに必要となる経費は、 本業務を受注した 請負者の負担となる。

実施要項の標準例改定案

標準例	該当箇所	改定理由(指摘事項等)	現行	改定案
施設の管理・運營業務 P.45/73	5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項(法第9条第2項第5号又は第14条第2項第5号) (1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の決定 ② 加点項目審査	「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施(について(依頼))」(内閣府男女共同参画局長(29.4.28一部改正))を受け、総合評価落札方式の評価項目に当該事項を加えること及び認定通知書等を提出させる旨を追加したものの。 くわえて「女性の活躍推進・働き方改革改革などの政策課題を踏まえた視点からの修正・改善がなされることは大変意義深い」との川島委員からのご意見(第201回監理委員会(書面審議))を踏まえたもの。	-	「4) ワーク・ライフ・バランス等の取組(# 点) ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する(別紙1評価項目一覧表の評価項目を参照)。その場合、認定等を証する書類(当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等)の写しを提出させること。」を追加
施設の管理・運營業務 別紙1 P57/73	【施設の管理・運營業務】評価項目一覧表		-	※「評価項目一覧表」に追加
試験実施業務 P.24/42	6. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項 (1) 落札者を決定するための評価の基準 ① 技術点(得点配分 # 点)別紙1 □ 加点(# 点満点)		-	「(ハ) ワーク・ライフ・バランス等の取組(0点~×点) ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する(別紙1【試験実施業務】評価項目一覧表の評価項目を参照)。その場合、認定等を証する書類(当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等)の写しを提出させること。」を追加
試験実施業務 別紙1 P.35/42	【試験実施業務】評価項目一覧表		-	※「評価項目一覧表」に追加
統計調査業務 P.15/35	7. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項 (1) 落札者を決定するための評価の基準 ① 技術点(得点配分 200点) □ 加点(150点満点)		-	「具体的には、...乗じた値とする。」次に改行し 「なお、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目(別紙1 評価項目一覧表の評価項目を参照)を設定し、該当する場合は、認定等を証する書類(当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等)の写しを提出させること。」を追加
統計調査業務 別紙1 P26/35	評価項目一覧表		-	※「評価項目一覧表」に追加

実施要項の標準例改定案

標準例	該当箇所	改定理由(指摘事項等)	現行	改定案
OA関係(LANの運用管理) P.16-17/31	6 #####運用管理業務 を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項 「以下、総合評価落札方式の場合(最低価格落札方式の場合は削除)」 (3)総合評価点	同上	—	(ウ)「【提案書の評価について】」本文の次に改行し 「【ワーク・ライフ・バランス等の取組】 ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を評価基準書に設定し、該当する場合は、認定等を証する書類(当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等)の写しを提出させること。」を追加

評価項目一覧表（施設）

5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標					女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第20条による。
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	(18)	<p>a. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（女性活躍推進法）に基づく認定（えるほし認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1段階目（※①） #点 ・ 2段階目（※①） #点 ・ 3段階目 #点 ・ 行動計画（※②） #点 <p>※① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p> <p>b. 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ くるみん（旧基準）（※③） #点 ・ くるみん（新基準）（※④） #点 ・ プラチナくるみん #点 <p>※③ 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）。</p> <p>※④ 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）。</p> <p>c. 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユースエール認定 #点 <p>（複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。）</p>	-	#	<p>「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施について（依頼）」（内閣府男女共同参画局長通知（平成29年4月28日一部改正））を参照のこと。</p>

評価項目一覧表（試験）

6. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標				女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第20条による。	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	(29)	<p>a. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（女性活躍推進法）に基づく認定（えるほし認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1段階目（※①） #点 ・ 2段階目（※①） #点 ・ 3段階目 #点 ・ 行動計画（※②） #点 <p>※① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p> <p>b. 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ くるみん（旧基準）（※③） #点 ・ くるみん（新基準）（※④） #点 ・ プラチナくるみん #点 <p>※③ 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）。</p> <p>※④ 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）。</p> <p>c. 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユースエール認定 #点 <p>（複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。）</p>	—	#	「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施について（依頼）」（内閣府男女共同参画局長通知（平成29年4月28日一部改正））を参照のこと。

評価項目一覧表（統計）

5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標					
5.1	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	<p>a. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1段階目（※①） #点 ・ 2段階目（※①） #点 ・ 3段階目 #点 ・ 行動計画（※②） #点 <p>※① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p> <p>b. 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ くるみん（旧基準）（※③） #点 ・ くるみん（新基準）（※④） #点 ・ プラチナくるみん #点 <p>※③ 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）。 ※④ 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）。</p> <p>c. 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユースエール認定 #点 <p>（複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。）</p>	ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する ※「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施について（依頼）」（内閣府男女共同参画局長通知（平成29年4月28日一部改正））を参照のこと。		